

令和6年度向け 那須烏山市内建設工事事業者説明会次第

日 時 : 令和6年3月28日(木)
午前10時30分から
場 所 : 烏山公民館研修室(2階)

1 開 会

2 あいさつ

3 市執行部紹介

4 説明事項

(1) 令和6年度建設工事発注の取扱いについて 別添1

(2) 令和6年度建設工事発注見通しについて 別添2

(3) その他

5 閉 会

令和6年度建設工事発注の取扱いについて

1 工事の発注方法について

- (1) 設計金額（消費税等を含む。）が1,000万円以上の工事については、原則「事後審査型条件付き一般競争入札」で行います。

【資料1】那須烏山市事後審査型条件付き一般競争入札実施規程

〔R5からの改正〕

- ・開札後、落札候補者が提出する「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（別記様式第2号）」に併せて提出する「入札参加資格確認書類」については簡略化を図り、一部書類を省略できるものとします。

【資料2】那須烏山市事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札用）

〔R5からの改正〕

- ・「11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項」において、一部書類を省略できるものとします。
- ・「23 配置技術者（専任の場合）」及び「24 配置技術者（専任を要しない場合）」において、建設業法施行令の一部を改正する政令により、請負代金の額が引き上げられたこと等に伴い、取扱いを変更します。

- (2) 建設業者の工事品質の低下防止及び受注機会の均等による建設業者の育成を目的に「那須烏山市建設工事等指名業者選定規程」の一部改正を行いました。

〔R6の改正点〕

土木一式工事について、格付等級による請負対象額を細分化し、以下のように改正しました。

建設業者の級別	請負対象額		
	土木一式工事	建築一式工事	その他の建設工事
A級	1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上
B級	1,000万円以上 ～ 2,000万円未満		
C級	1,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満

※ただし、同規程第4条による3割加減を適用する場合があります。

- (3) 内容等については、那須烏山市ホームページ「入札・契約情報」又は「那須烏山市電子入札情報システム（※平日6時から23時まで閲覧可）」で確認してください。

その他、市からの情報提供により、業界新聞（「栃木工業経済新聞」等）にも一部掲載されます。なお、総務課窓口でも確認できます。

※市ホームページ掲載ページへのアクセス手順

ホーム > まちづくり・観光・産業 > 入札・契約情報

(4) 上下水道に関する建設工事の区分については、次のとおりとします。

「土木一式工事」

- ・公道下等の下水道の配管工事
- ・下水処理場自体の敷地造成工事
- ・農業用水道、かんがい用配水施設等の工事

「管工事」

- ・家屋その他の施設の敷地内の配管工事
- ・上水道等の配水小管を設置する工事

「水道施設工事」

- ・上水道等の取水、浄水、配水等の施設工事
- ・下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事

2-1 同一日開札における取り抜けの取扱いについて

【取り抜けの定義】

同一日に開札する競争入札において、原則同一工種かつ同一規模の建設工事※が複数あるときに、落札者を決定する建設工事の順番（落札決定順位）をあらかじめ定め、落札決定順位が上位の建設工事で落札者又は落札候補者（落札者等）となった者の他の建設工事における入札を無効とみなすことにより、落札者等を決定する入札方式。
※同一規模の建設工事とは工事種別ごとの格付等級が同一である建設工事をいう

【適用対象工事】

適用対象となる工事は、条件付き一般競争入札又は指名競争入札による全ての建設工事（土木施設維持管理業務を含む。）で、次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札を行う工事
- (2) 同一工種かつ同一規模の建設工事

※例外として、取り抜け方式による競争入札を行うと、競争性が確保できないおそれがあるときは、適用しない場合があります。

(例)

「道路整備工事〇〇線その1（土木一式工事）」と「同工事〇〇線その2（土木一式工事）」を同時発注（開札）した場合

→同一工種のため取り抜けとなります。

「道路整備工事〇〇線（土木一式工事）」と同一敷地内ではない「△△施設修繕工事（建築一式工事）」を同時発注（開札）した場合

→工種が異なるため取り抜けとなりません。

「道路整備工事〇〇線その2（土木一式工事）」と「舗装工事●●線（舗装工事）」を同時発注（開札）した場合

→工種に類似性があるため同一工種とみなし取り抜けとする場合があります。

2-2 近接工事における参加の取扱いについて

建設業者の健全な育成並びに適正な施工能力を重視するとともに競争入札の公平性の観点から現工事（現在施工中の工事）の施工業者を指名しないこととするため、市が新規に発注する工事箇所が現在請負中※の工事と隣接するもの（直線距離500m以内の工事又は工事区域が同一敷地内となるもの）については、「全ての工種を対象」に近接工事として取り抜け扱いとします。

※「請負中」とは、工事検査終了までとします。

例外として、災害復旧工事等の特別な場合は除きます。

(例)

「道路整備工事〇〇線その3（土木一式工事）」をA社が施工中で、500m以内で近接している「同工事▲▲線その1（土木一式工事）」を追加発注（開札）した場合

→A社は入札に参加出来ません。

「××施設改修工事（建築一式工事）」をB社が施工中で、同一敷地内で「××施設舗装工事（舗装工事）」を追加発注（開札）した場合

→B社は入札に参加出来ません。

3 工事現場における安全管理の確保について

工事の施工にあたり、作業前の安全確認はもとより、作業中、作業完了後の安全確認を徹底してください。(※令和2年4月1日より緩和された一定要件を除き、常駐となる現場代理人が不在となることがないように注意願います。)

さらに、作業現場付近を通行する歩行者及び車両等への安全対策については、事故等を未然に防ぐ観点から十分に留意するとともに、併せて第三者への賠償責任保険等にも加入してください。

4 入札参加資格審査の受付について

令和6年の10月に令和7・8年度の入札参加資格申請書の定期受付を実施する予定です。受付期間中に忘れずに届け出してください。なお、届出様式は届出時期が近づきましたら市ホームページに掲載しますので、届け出の際にご利用ください。

5 経営事項審査の手続き及び結果通知書の提出について

経営事項審査は、公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなければならない審査です。(建設業法第27条の23)

経営事項審査の有効期間は、結果通知書を受領したあと、審査基準日から1年7か月の間です。有効期間を切らさないよう、毎事業年度終了後速やかに審査を申請してください。

結果通知書の写しについては、毎回、総務課契約管財グループまで提出してください。審査を受けず失効又は提出を市から求められたにもかかわらず提出しなかった場合には、入札に参加できませんので注意してください。

6 現場代理人の常駐義務の緩和の取扱いについて

兼任できる箇所は、3箇所までとします。(災害復旧工事を含む。)

兼任する工事の請負代金額が4,000万円以上の場合において、現場代理人が現場に不在となる間には、現場の運営等を行うことができる者を選任し、常駐させることとします。

7 主任技術者の専任要件の緩和の取扱いについて

兼任できる箇所は、2箇所までとします。(災害復旧工事を含む。)

なお、監理技術者には適用されませんので注意してください。

8 監理技術者等の途中交代の取扱いについて

監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これらが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、疾病、退職等の真にやむを得ない場合等とされています。

9 他の発注者との調整について

災害復旧工事の発注については、品確法第7条第4項において、発注者は、他の発注者との連携を図るよう努めることとされたところであり、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、他の発注者と情報交換等を行ってください。

10 予定価格の公表について

予定価格の公表は、事前公表を基本としますが、1億円以上の土木工事及び設備工事、2億円以上の建築工事については、事後公表とします。

11 最低制限価格制度について

設計金額（消費税等を含む。）が130万円を超える工事の入札については、原則として「最低制限価格制度」により実施するものとします。

最低制限価格の算定方法については、次のとおりとなります。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額。

- ① 直接工事費×0.97
- ② 共通仮設費×0.90
- ③ 現場管理費×0.90
- ④ 一般管理費×0.55

(2) 特別なものについては、(1)にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額。

※令和4年4月1日以後の入札公告又は入札通知から適用。

12 社会保険等未加入対策について

栃木県と同様に、元請け及び一次下請業者を社会保険等加入建設業者に限定します。(社会保険等加入適用除外事業者を除く。)

【社会保険等加入適用除外事業者の例】

- ①健康保険
- ②厚生年金保険：常時使用する労働者が5人未満の個人事業所
- ③雇用保険：役員等のみで労働者を雇用していない法人又は個人事業所

13 工事検査体制の強化について

大規模工事等については、公共工事の品質確保のため、外部機関（公益財団法人とちぎ建設技術センター等）に業務委託する場合があります。

14 入札の中止等について

- (1) 入札参加者が談合し、又は不正不穏な行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止、延期又は取り止めることがあります。
- (2) 市が必要と認めるときは、入札の執行を中止、延期又は取り消すことがあります。この場合において、入札とは、入札公告又は指名通知から落札の決定までを言います。
- (3) 入札の中止の場合において、当該入札のために要した費用を市に請求することはできません。

15 入札の辞退について

参加申請をした者又は指名通知を受けた者は、開札前は、いつでも入札を辞退することができます。この場合、「入札辞退届」を提出してください。

緊急により、提出できない場合は、辞退する旨を連絡することでこれに代えることができますが、速やかに書面にて提出してください。

なお、入札を辞退した者が、以後の入札参加等について、不利益な取扱いを受けることはありません。

16 電子入札システムについて

建設工事の入札については、原則、電子入札システムによる入札とします。

まだ電子入札に対応する環境を整えていない場合は、ご準備をお願いします。

また、認証カードの有効期限が切れてしまいますと、入札に参加できなくなる場合がありますので、期限切れがないよう注意願います。

なお、操作方法等について、わからないことがある場合は、電子入札システムコールセンターまでお問合せください。

※ 電子入札システムコールセンター 0570-011-311

17 建設工事執行規則等について

令和6年4月1日以後の契約締結分から建設工事請負契約書の様式が改正されていますので、ご注意ください。

〔R6の主な改正〕

- ・契約約款第65条関係（情報通信の技術を利用する方法）において、「この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準じるものでなければならない。」との条文が追加されました。

18 工事費内訳書等の提出について

建設工事にあっては「工事費内訳書」を、建設工事関連業務委託にあっては「委託費内訳書」を作成し、電子入札システムにより、入札書の提出と併せ、PDFファイル化の上、電子ファイルで提出してください。白紙（未入力）での送信は厳禁とします。

○那須烏山市事後審査型条件付き一般競争入札実施規程

平成24年 3 月30日規程第15号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市が発注する建設工事における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定に基づく条件付き一般競争入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和3年規程42号〕

(実施方式)

第 2 条 市が行う条件付き一般競争入札は、開札後に競争参加資格の審査を行った上で落札者を決定する事後審査型により行うものとする。

(対象工事)

第 3 条 条件付き一般競争入札を行う対象となる建設工事は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1,000万円以上のものとする。ただし、性質、目的その他特別の理由により条件付き一般競争入札に適しないと認められるものについては、この限りでない。

2 前項の規定により条件付き一般競争入札による入札を行うことの適否については、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会設置及び運営規程（平成17年10月那須烏山市規程第26号）により設置される建設工事等請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審議を経て、市長が決定するものとする。

一部改正〔令和3年規程42号〕

(入札参加資格)

第 4 条 条件付き一般競争入札に参加できる者は、市の競争入札参加資格者として登録されている者で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

- (1) 令第167条の4第1項各号に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実により市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月26日制定）に基づく栃木県による指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (4) 那須烏山市建設工事等請負業者指名停止等措置規程（平成22年3月那須烏山市規程第6号）に基づく市による指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに定める要件を満たす者であること。

2 前項第5号の対象工事ごとに定める要件については、選考委員会において決定するものとする。

一部改正〔令和3年規程42号〕

(入札の公告)

第 5 条 条件付き一般競争入札を行おうとするときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する建設工事の名称、工事箇所及び工期その他建設工事の概要
- (2) 入札に参加する者に必要な要件
- (3) 入札参加申込み等
- (4) 入札執行時期等
- (5) 契約締結時期等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札の執行に必要な事項

2 前項の規定による公告は、掲示場への掲示及び業界紙、ホームページ等への掲載により行うものとする。

一部改正〔令和3年規程42号〕

(入札参加申請)

第6条 前条の規定により公告された条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）を当該公告により指定された期日までに提出しなければならない。

(開札)

第7条 開札は、第5条の規定により公告した日時及び場所において行うものとする。

2 入札執行者は、開札したときは、最低入札価格提示者（以下「落札候補者」という。）を決定するとともに、当該落札候補者から順に入札参加資格の審査を行い、後日において落札を決定する旨を宣言し、開札を終了するものとする。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第8条 落札候補者は、入札執行者から指示されたときは、速やかに事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（別記様式第2号）及び入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）を提出しなければならない。

2 確認書類は、前項の規定によりその提出を指示された日から起算して2日（那須烏山市の休日に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第2号）第2条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に持参により提出するものとする。

3 落札候補者が前項の提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

一部改正〔令和3年規程42号〕

(入札参加資格要件の審査及び落札者の決定等)

第9条 入札執行者は、前条の規定により落札候補者から確認書類の提出があったときは、第5条の規定により公告した入札参加要件に基づき、当該落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が当該要件を満たしているときは、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

2 前項の審査において、落札候補者が入札参加要件を満たしていないときは、当該入札の次順位の者から順次審査を行い、当該要件を満たす者が確認できるまで順次審査を行うものとする。この場合において、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加要件の審査は、行わないものとする。

3 入札参加要件の審査は、前条第2項に規定する確認書類の提出期限日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に行わなければならない。

4 入札参加要件の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審査結果調書（別記様式第3号）により取りまとめるものとする。

(落札通知書の交付等)

第10条 入札執行者は、落札者を決定したときは、当該落札者に対し速やかに落札通知書を交付するものとする。

2 入札執行者は、前条の規定による審査において落札候補者が入札参加要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件不適格

通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができるものとする。

一部改正〔令和3年規程42号〕

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別記様式第2号（第8条関係）

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付け那須烏山市公告第 号で公告のあった
に係る事後審査型条件付き一般競争入札について、関係書類を添えて、入札参加資格確認を申請
します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 入札参加資格に関する事項

那須烏山市建設工事競争入札参加資格の有無					
地方自治法施行令第167条の4第1項の該当の有無 (契約を締結する能力を有しない者など)					
地方自治法施行令第167条の4第2項の該当の有無 (入札参加制限)					
公告の日における栃木県及び 那須烏山市の指名停止の有無					
建設業の許可及び有効期間					
配置技術者	氏	名	資	格	監理技術者 資格者証番号
					該当法人等の 採用年月日
施工実績	完成年度	発注者名	工事名	工事箇所	工事概要
請負業者 としての 施工実績					
配置技術者の 施工実績					

2 入札参加資格を証する書類

- (1) 建設業許可申請書、建設業の許可の通知、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書及び現在事項全部証明書（公告の日以後に交付を受けたもの）の写し
※入札参加資格申請の内容に変更がない場合は省略を可とする。
- (2) 専任で配置する技術者の監理技術者資格者証及び指定講習に係る監理技術者講習修了証（平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）の写し及び当事者が有する資格（合格）証明書の写し並びに運転免許証の写し
※入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。
- (3) 請負業者及び配置技術者の施工実績を証する書面（請負契約書、工事カルテ、設計書、仕様書等）の写し（金額500万円以上のもの）並びに技術職員名簿の写し
※入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。

別記様式第2号（第8条関係）

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付け那須烏山市公告第 号で公告のあった
に係る事後審査型条件付き一般競争入札について、関係書類を添えて、入札参加資格確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 入札参加資格に関する事項

那須烏山市建設工事競争入札参加資格の有無					
地方自治法施行令第167条の4第1項の該当の有無 (契約を締結する能力を有しない者など)					
地方自治法施行令第167条の4第2項の該当の有無 (入札参加制限)					
公告の日における栃木県及び 那須烏山市の指名停止の有無					
建設業の許可及び有効期間					
配置技術者	氏名	資格	監理技術者 資格者証番号	該当法人等の 採用年月日	
施工実績	完成年度	発注者名	工事名	工事箇所	工事概要
請負業者 としての 施工実績					
配置技術者 の施工実績					

2 入札参加資格を証する書類

- (1) 建設業許可申請書、建設業の許可の通知、直近の経営規模等評価結果通知書・総合
評定値通知書及び現在事項全部証明書（公告の日以後に交付を受けたもの）の写し
※入札参加資格申請の内容に変更がない場合は省略を可とする。
- (2) 専任で配置する技術者の監理技術者資格者証及び指定講習に係る監理技術者講習修
了証（平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）の写
し及び当事者が有する資格（合格）証明書の写し並びに運転免許証の写し
※入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。
- (3) 請負業者及び配置技術者の施工実績を証する書面（請負契約書、工事カルテ、設計
書、仕様書等）の写し（金額500万円以上のもの）並びに技術職員名簿の写し
※入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。

那須烏山市事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札用）

最終改正 令和5（2023）年4月1日

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

那須烏山市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次の各号の要件を全て満たしていること。

- (1) 競争参加資格確認申請の受付期限日において、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須烏山市の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (5) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月26日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 那須烏山市建設工事等請負業者指名停止等措置規程（平成22年3月那須烏山市規程第6号。以下「指名停止等措置規程」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 低入札価格工事の施工に専念する義務を課されている者でないこと。
- (8) 本店とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく主たる営業所に限るものであり、支店又は営業所とは、同法同条に基づくその他の営業所に限るものである。
- (9) 資本又は人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

2 分割（分離）発注に係る入札条件に関する事項

- (1) 分割（分離）発注に係る入札条件を適用した入札は、入札公告に示す入札順位に従って順次執行し落札候補者を決定する。この場合において、先に行われた入札の落札候補者が提出したその後の入札に係る入札書は無効とする。
- (2) 市は、先に行われた入札において落札候補者の決定を保留してその後の入札を執行したときは、先に行われた入札の落札候補者が決定するまで、その後の入札の落札候補者の決定を保留することができる。

- (3) 先に行われる入札が中止、不調等の理由により落札候補者が決定しないときは、その後の入札を入札順位に従って順次執行し落札候補者を決定することができる。

3 参加手続等

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札公告に示す受付期間に、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）により、電子入札システムから申請するものとする。ただし、紙入札の承諾を得た場合は、当該受付期間に入札公告に示す入札担当部署へ持参すること。
- (2) 申請書の作成説明会は行わない。
- (3) 申請書の記載内容のヒアリングは行わない。
- (4) 競争参加資格の確認の結果は、入札公告に示す競争参加資格確認通知日に電子入札システムにより通知する。
- (5) 申請の受付期間に申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

4 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書（図面、仕様書及び金抜き設計書）は、入札公告に示す設計図書の閲覧期間に閲覧に供する。
- (2) 設計図書に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き書面（様式は自由）により提出すること。この場合、入札公告に示す質問の受付期間に持参、電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 質問への回答は、入札公告に示す質問への回答日に質問者に対し書面により行う。

5 現場説明会

現場説明会は行わない。

6 工事費内訳書の提出

- (1) 市は、入札に当たり、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- (2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより提出する入札書に工事費内訳書ファイルを添付し、当該入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、紙入札の承諾を得た場合は、7の(2)に従って提出すること。
- (3) 工事費内訳書には、次の事項を記載すること。
 - ア 入札参加者名、工事名、工事箇所名、及び設計書等に記載する項目と同項目
 - イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位及び金額（建築工事にあつては、各項目に対応した金額）並びに合計額
- (4) 市は、談合があると疑うに足る事実があると認めた場合は、当該工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

7 入札方法

- (1) 入札書は、入札公告に示す入札書の提出期限までに電子入札システムにより提出すること。
- (2) 入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、紙入札の承諾を得た場合は、入札公告に示す入札書の提出期限までに、入札担当部署へ持参することにより入札に参加することができる。この場合において、入札書及び工事費内訳書は二重封筒により提出するものとし、入札書を入札用封筒に入れて封かんし、別の封筒に工事費内訳書の一式を入れて封かんの上、あわせて外封筒に入れて封かんすること。外封筒には、工事名、工事箇所及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。
- (3) 入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出すること。辞退届を提出せず、(1)の提出期限までに入札書を提出しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、那須烏山市契約規則（平成24年5月那須烏山市規則第33号）及び那須烏山市建設工事等執行規則（平成17年10月那須烏山市規則第35号）を守ること。
- (5) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (6) 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めること。
- (7) 入札者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。
- (8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札執行回数は1回とする。
- (10) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
 - イ 那須烏山市契約規則の規定に違反したとき。
 - ウ 入札者が同一の入札について、二以上の入札書を提出したとき。
 - エ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
 - オ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
 - カ 低入札調査基準価格が設定されている工事において、工事費内訳書の提出がないとき。
 - キ その他入札に関する条件に違反したとき。

- (2) 入札者が(1)のエに該当する場合には、当該工事箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とする。
- (3) 競争参加資格の確認を受けた入札者であっても、指名停止措置を受ける等の理由により、開札の時までに競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなったときは、当該入札者が行った入札は無効とする。

9 入札の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を失格とする。

- (1) 最低制限価格を定めた入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 予定価格の事前公表を行った入札において、入札金額が予定価格の制限の範囲を超える入札

10 開札の方法

- (1) 開札は、入札公告に示す開札の日時に電子入札システムにより行う。
- (2) 開札結果については、電子入札システムの作業状況確認において通知する。

11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者は、競争参加資格の審査に必要な次に掲げる書類を提出すること。

ア 確認申請書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（別記様式第2号）

イ 入札参加資格

- ・栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し（ただし、入札参加資格申請の内容に変更がない場合は省略を可とします。）
- ・最新の総合評定値通知書（申請中の場合は、総合評定値請求書）の写し（ただし、入札参加資格申請の内容に変更がない場合は省略を可とします。）

ウ 社会保険等の加入状況

- ・最新の総合評定値通知書（申請中の場合は、総合評定値請求書）の写し（再掲）

エ 営業所等の所在地（ただし、入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。）

- ・建設業許可申請書及び建設業の許可の通知の写し（ただし、入札参加資格申請の内容に変更がない場合は省略を可とします。）
- ・所在地に変更があった場合は変更届出書の写し

オ 企業の施工実績（ただし、入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。）

- ・当該工事の内容が、条件に該当する工事であることを証明できる書類（CORINSの「登録内容確認書」、契約書（当該工事がPFI事業の場合は、PFI事業の発注者と受注者がわかる契約書を含む）、設計書、仕様書、図面等の写し等）

カ 配置予定技術者の資格（ただし、入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。）

- ・国家資格者等にあつては当該資格証明書等の写し
- ・監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写し

キ 配置予定技術者の工事経験（ただし、入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。）

- ・当該工事の内容が、条件に該当する工事であることを証明できる書類（CORINSの「登録内容確認書」、契約書（当該工事がPFI事業の場合は、PFI事業の発注者と受注者がわかる契約書を含む）、設計書、仕様書、図面等の写し、当該技術者の従事期間の工事内容が分かるもの（栃木県土木工事共通仕様書に定める「計画工程表（工事実施工程表）」など。契約工期全般にわたり従事していない場合のみ）等）

ク 企業が雇用する技術者数（ただし、入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。）

- ・国家資格者等にあつては当該資格証明書等の写し
- ・3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る。）の写し。ただし、後期高齢者医療制度の加入者については、後期高齢者医療被保険者証の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市区町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る。）。これ以外の書類は、雇用関係を証明する書類として認めない。

(2) 競争参加資格の審査に必要な書類は、入札公告に示す開札後の審査書類の提出期限までに、次に掲げるいずれかの方法により提出すること。ただし、提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合は、提出を要する書類の全てを持参すること。

ア 入札公告に示す入札担当部署に持参し、提出する。

イ 入札公告に示す入札担当部署へ電話連絡を行った上で電子メールにより提出する。

(3) 市は、競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認めた者に対しては、文書によりその旨を通知する。

(4) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

12 落札者決定の方法

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、「11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項」により競争参加資格を審査の上、決定する。ただし、落札者となるべき者が「11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項」による競争参加資格の審査に必要な書類を提出期限までに提出しないとき、又は、落札者となるべき者の競争参加資格の審査の結果、競争に参加できる者の条件を満たしていないと認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を、「11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項」による競争参加資格の審査の上、落札者とするところがある。

(2) 最低制限価格を設定した場合の入札においては、予定価格以下、かつ、最低制限価格以上の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者について、前記(1)に基づき決定する。

(3) 低入札調査基準価格を設定した入札において、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めら

れるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札したものを、「11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項」による競争参加資格の審査の上、落札者とする可能性がある。

- (4) 落札者決定の結果については、落札者となるべき者から「11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項」による競争参加資格の審査に必要な書類が提出された日から起算して3日（那須烏山市の休日に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第2号）第2条に規定する市の休日を除く。）以内に電子入札システムにより通知する。ただし、審査に疑義が生じた場合又は低入札調査基準価格を下回る入札があった場合は、この限りでない。

13 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。この場合、指名停止等措置規程に基づく指名停止措置を講じることがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、配置予定技術者に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。

15 契約保証金

- (1) 契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。
(2) 契約保証金は、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
(3) 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

16 請負契約書

請負契約書の作成を要する。

17 支払条件

- (1) 前金払 那須烏山市建設工事等執行規則第7条により計算した額を請求することができる。
(2) 中間前金払 那須烏山市建設工事等執行規則第7条により計算した額を請求することができる。ただし、契約締結時に部分払を選択している場合及び継続費に係る契約にあっては請求できない。
(3) 部分払 那須烏山市建設工事請負契約書第39条による額を請求することができる。ただし、契約締結時に中間前金払を選択している場合にあっては請求できない。

18 低入札価格調査を受けた者との契約に関する事項

低入札価格調査制度による低入札調査基準価格が設定されている入札において、低入札調査基準価格を下回る価格をもって入札した者と契約を締結する場合は、次のとおり変更する。

(1) 契約保証金

「15 契約保証金」に掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」とし、那須烏山市建設工事請負契約書第5条第2項及び第5項中、「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に変更する。

(2) 違約金

那須烏山市建設工事請負契約書第57条第2項中、「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に変更する。

(3) 契約不適合責任の存続期間

那須烏山市建設工事請負契約書第59条第1項中、「引渡しを受けた日から2年以内」を「引渡しを受けた日から3年以内」に、那須烏山市建設工事請負契約書第59条第2項中、「引渡しを受けた日から1年が経過する日まで」を「引渡しを受けた日から1年6箇月が経過する日まで」に変更する。

(4) 現場代理人及び監理技術者等

現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。）は、これを兼ねることができないものとし、那須烏山市建設工事請負契約書第11条第5項を「現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ）は、これを兼ねることができない。」に変更する。

19 契約条項を示す場所等

- (1) 契約書及び入札を定めている那須烏山市建設工事等執行規則等については那須烏山市役所烏山庁舎2階那須烏山市総務課において閲覧できる。
- (2) 申請書等の書式は、那須烏山市ホームページからダウンロードができる。

20 市議会の議決に付すべき契約

- (1) 予定価格が1億5,000万円（消費税等を含む。）以上の工事の工事請負契約については地方自治法第96条第1項第5号の規定による那須烏山市議会の議決を要するため、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、那須烏山市議会の議決を経た上で契約を確定する。
- (2) 落札者が市議会の議決までの間に、競争に参加できるものの条件のいずれかを満たさなくなったときは、市は契約を締結しないことができる。この場合において、契約を締結しないときは、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

21 入札の執行中止等

市は、必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

22 同価入札

- (1) 最低価格者が2者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、電子くじにより落札候補者及び次順位者以降の者を決定するものとする。
- (2) くじ引きによる落札候補者に対する事後審査により、入札参加資格が認められなかった場合は、次順位者を対象に事後審査を行う。
- (3) くじ引きそのものを辞退し、他の同価入札者に落札候補者となる権利を譲る行為は認めないものとする。

23 配置技術者（専任の場合）

- (1) 配置技術者は、1件の請負金額が4,000万円以上の工事（建築一式工事については8,000万円以上）又は入札参加条件で選任を義務付けた工事については、現場に専任でなければならない。
- (2) 下請代金が総額4,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）の工事については、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。
- (3) 監理技術者とは、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (4) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在で3箇月以上雇用していることをいう。また、営業所における専任の技術者は、建設業の種類が異なっても現場に配置する技術者にはなれない。
- (5) 参加資格要件確認申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

24 配置技術者（専任を要しない場合）

- (1) 1件の請負金額が4,000万円未満の工事（建築一式工事については8,000万円未満）では、技術者の専任配置は必要としないが、本工事に配置できる技術者は、他工事に専任となっていないこと。
- (2) 配置する技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
- (3) 参加資格要件確認申請書等に記載した技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

25 配置予定技術者に関する取扱い

- (1) 工場製作と現場施工を同一工事で行う橋梁工事等の場合で、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間を区分できる場合には、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間で途中交代するものとして、別々の者を配置予定技術者とすることができる。な

お、現場施工の開始時点で申請した現場施工期間の配置予定技術者を設置できないときは、那須烏山市建設工事請負契約書第48条第1項第4号に基づき、相当の期間を定めてその設置の催告をし、その期間内に設置がないときは、当該請負契約を解除し、又は指名停止等措置規程に基づく指名停止措置を講じることがある。

- (2) 工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合には、当該工事に専任であることを要しない。

26 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。ただし、別に定める場合においては、工事現場に専任で常駐することを緩和できるものとする。
- (2) 現場代理人についても、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

27 その他

- (1) 入札に当たり、入札執行前に談合情報が寄せられた場合は、「入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には、入札を無効とする。」旨の警告を行った後に入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が落札者又は落札候補者となったときは、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）による事情聴取を行い、談合の事実の如何にかかわらず、公正取引委員会、警察並びに建設業許可行政庁に通報するとともに、必要な措置を判断するものとする。
- (2) 入札執行後において談合情報が寄せられた場合であって、選考委員会による事情聴取を行ったときは、談合の事実の如何にかかわらず、公正取引委員会、警察並びに建設業許可行政庁に通報するとともに、必要な措置を判断するものとする。
- (3) 入札の結果、落札候補者となった場合、落札候補者が辞退届けを提出せずに確認書類の提出を拒んだ場合にあつては、不正又は不誠実な行為として指名停止を実施する。
- (4) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ア 下請施工を必要とする場合は、可能な限り那須烏山市内業者へ発注するように努めること。
 - イ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り那須烏山市内業者へ発注するように努めること。
- (5) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書、資料の差し替えは認められない。